

令和3年6月から原則として、許可や届出対象となる全ての施設に
食品衛生責任者を設置する必要があります！

■ 食品衛生責任者とは？

食品衛生責任者は、HACCPに沿った衛生管理などを行う食品衛生上の管理運営にあたる人のことです。

■ 食品衛生責任者を設置しなくてよい場合はありますか？

原則として、許可や届出対象となる全ての施設に食品衛生責任者を設置する必要があります。

ただし、公衆衛生に与える影響が少ない営業として規定されている次の業を営む者については、
食品衛生責任者を設置する必要はありません。

- ①食品又は添加物の輸入業
- ②食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。)
- ③常温で長期間保存しても食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業
- ④器具容器包装の製造業
- ⑤器具容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者等が行う採取の一部とみなせる行為(出荷前の調整等)についても、営業の届出は不要のため、食品衛生責任者の設置は不要です。

■ 食品衛生責任者の要件は？

食品衛生責任者の要件は次のいずれかに該当する方です。

- ・調理師、製菓衛生師、栄養士等
 - ・都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者などです。
- その他については、最寄りの保健福祉事務所等へお問い合わせください。

★上記に該当する要件を満たしていない方は、公益社団法人神奈川県食品衛生協会が知事の
指定を受けて開催する講習会の課程を修了すると、食品衛生責任者の要件を満たすことが
できます。詳しい情報は、神奈川県食品衛生協会のホームページをご覧ください。

■ 食品衛生責任者の役割は？

食品衛生責任者は、都道府県知事等が行う講習会等を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努め、
営業者の指示に従い、衛生管理に当たることが定められています。また、営業の施設の公衆衛生上必要な措置の遵守
のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めることが定められています。
なお、営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重することが定められています。

■ 問合せ先

機関名	担当課	電話	所管区域
平塚保健福祉事務所	食品衛生課	0463(32)0130	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター	食品衛生課	0463(82)1428	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	食品衛生課	0467(24)3900	鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	生活衛生課	046(882)6811	三浦市
小田原保健福祉事務所	食品衛生課	0465(32)8000	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	0465(83)5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	食品衛生課	046(224)1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター	食品衛生課	046(261)2948	大和市、綾瀬市

※さらに詳しい情報については、決まり次第、ホームページでお知らせします！



食品衛生法改正のお知らせ！

食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理の制度化に続いて、
営業許可制度の見直しなどが行われ、令和3年6月から手続が必要になる場合があります。

ここが変わります！

①営業許可制度の見直し

営業許可制度の見直しにより業種が変わり、申請手続が必要となります。

②営業届出制度の創設

営業届出制度が創設され、新たに届出の手続が必要となる場合があります。

③食品衛生責任者の設置対象施設の拡大

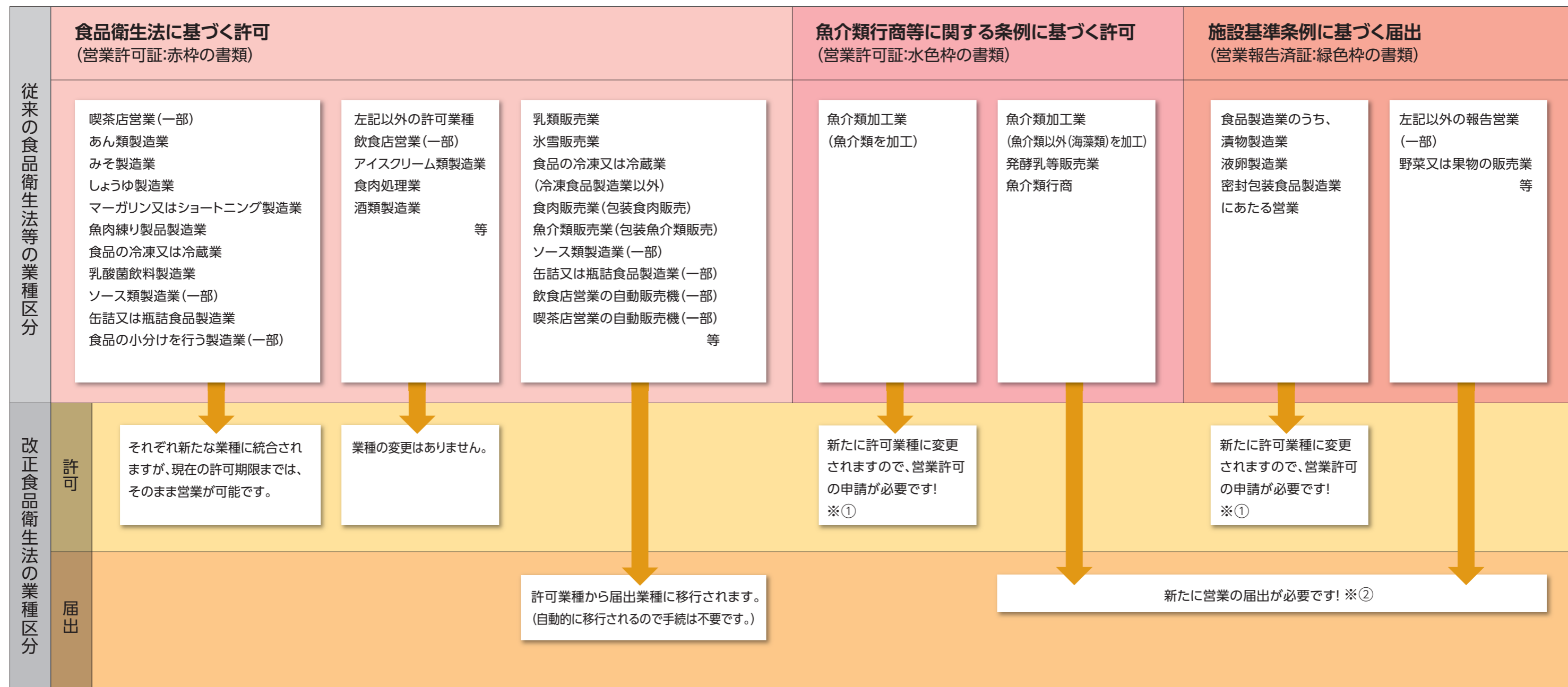
原則として、全ての施設に食品衛生責任者を設置する必要があります。

(改正食品衛生法に基づく営業許可施設、営業届出施設)

営業許可施設の施設基準は、令和2年度中に見直す予定です。



営業許可・届出の業種区分の主な変更点は次のとおりです!



営業許可業種はどんな見直しをしたの?

・食中毒等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、業種が再編されました。

- 漬物製造業、水産製品製造業、液卵製造業等を新たな許可業種として設定
- 現行の許可業種のうち、食中毒等のリスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出の対象へ
(例:乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業(一部)、魚介類販売業(一部))

・原則、1施設1許可となるように、1つの許可業種で取り扱える食品の範囲が拡大されました。

- 菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合
現在:菓子製造業と飲食店営業 → 改正後:菓子製造業(飲食店営業の許可は不要)
- 清涼飲料水製造業を取得している施設が生乳を使用しない乳飲料を製造する場合
現在:清涼飲料水製造業と乳製品製造業 → 改正後:清涼飲料水製造業(乳製品製造業の許可は不要)

いつまでに手続が必要?

※① 新たに許可業種に変更され、営業許可の申請が必要な場合
令和3年6月1日から申請を行い、令和6年5月31日までに許可を取得してください。

※② 新たに営業の届出をする場合
令和3年6月1日から令和3年11月30日までに営業の届出を行ってください。

現在、食品衛生法に基づく許可をお持ちの方は、その許可の有効期限までに新たな許可を取得してください。

営業届出制度創設に伴う主な変更点は?

HACCPに沿った衛生管理を導入する必要があり、食品衛生責任者の設置も必要となります。

HACCPについてはこちらをご覧ください!

神奈川県 食の安全・安心

検索

